

23 松介第 001431 号

令和 5 年 10 月 4 日

地域包括支援センター 管理者 様

居宅介護支援事業所 管理者 様

松阪市介護保険課

「利用者及び担当者に交付する居宅サービス計画に関する整理について」(変更)

平素は、松阪市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、表題の件につきまして、令和 2 年 4 月 22 日付け 20 松介第 000188 号の通知において、利用者の負担の軽減に資することを目的に、利用者及び担当者に交付する居宅サービス計画について整理をし、周知させていただきました。

このたび、三重県介護支援専門員協会松阪支部様よりお問合せがあり、改めて下記のとおり整理いたしましたので、周知させていただきます。各サービス担当者様には、居宅サービス計画を交付する際、ご説明をいただきますようお願いいたします。

なお、介護予防サービス・支援計画についても同様の取扱いといたします。

末筆ながら、一般社団法人三重県介護支援専門員協会松阪支部主催「令和 5 年度第 6 回理事会」において、支部長をはじめ理事の皆様におかれましては、ご多忙の中、貴重なお時間を割いていただき、お力添えを賜りましたことに深く感謝申し上げます。

記

質問

市が発出した通知(令和 2 年 4 月 22 日付け 20 松介第 000188 号)では、サービス担当者会議における取扱いにおいて、居宅介護サービス計画の原案のとおり認められた場合において、同日付で居宅介護支援専門員の所有する原案に対して文書により利用者の同意を得たときは、同意日において、原案が居宅サービス計画となったことから、各サービス担当者に配布された同意日と同日の作成年月日を記入すること※1 で、利用者及び担当者に交付したものと整理されているが、サービス担当者がやむを得ない理由により参加できず照会等により意見を求めた場合については、後日利用者の署名による同意を得た居宅サービス計画(写)をサービス担当者に交付する必要があるか。

回答

令和 5 年 4 月から介護現場の負担軽減の取組の一環として、公益社団法人国民健康保険中央会が構築した「ケアプランデータ連携システム」が本格運用され、居宅サービス事業所への居宅サービス計画書等の交付についてシステム上でのやり取りが可能となったことから、先の通知(令和 2 年 4 月 22 日付け 20 松介第 000188 号)による取り扱いを

一部変更いたします。

「厚生労働省 ケアプラン標準仕様 Q&A 問 13(一部抜粋)にて、ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無についても、サービス事業者が確認する必要はない。ケアプランデータ連携システムの利用を見据え、文書負担軽減の観点から、自治体においても、ケアプランにおける電磁的記録や電磁的取扱を踏まえた取扱いをするよう、取組を進めていただきたい。」と記載されています。

先の通知では、サービス担当者会議において、居宅サービス計画原案が利用者の同意により居宅サービス計画となった際は、利用者及び出席しているサービス担当者に対し、あらかじめ配布済の居宅サービス計画に、同意日と同日の作成年月日を記入すること※1で交付したものと整理をしていましたが、サービス担当者会議に出席できず照会となったサービス事業者への後日の交付及びサービス担当者会議での意見を踏まえ修正し、利用者の署名による同意を得た居宅サービス計画を、後日サービス担当者へ交付する際についても、同様に介護支援専門員が利用者の同意の確認を取っているため、同意日と同日の作成年月日の記載がある居宅サービス計画の交付で差し支えないと整理させていただきます。

※1下線部「同意日と同日の作成年月日を記入すること」については、予め居宅サービス計画原案に作成年月日が印字されており、利用者の同意日と同日であれば、同意後に改めて作成日を手書きで記入する必要はないものと整理いたします。

【参考】厚生労働省 ケアプラン標準仕様 Q&A 問 13

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001042276.pdf>

松阪市介護保険課指導監査係

電話 0598-53-4190

FAX 0598-26-4035

メールアドレス

kaigo.div@city.matsusaka.mie.jp